

議員提出議案第 1 号

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 27 年 3 月 17 日

提出者	須賀川市議会議員	鈴木正勝
賛成者	同	生田目進
同	同	広瀬吉彦
同	同	大越彰
同	同	大倉雅志

須賀川市議会議長 市村喜雄様

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

須賀川市議会委員会条例（平成 16 年須賀川市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表総務常任委員会の項、建設水道常任委員会の項、生活産業常任委員会の項及び教育福祉常任委員会の項中「7 人」を「6 人」に改め、同表予算委員会の項中「27 人」を「23 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議員提出議案第2号

須賀川市議会委員会規則の一部を改正する規則

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年3月17日

提出者	須賀川市議会議員	鈴木正勝
賛成者	同	生田目進
同	同	広瀬吉彦
同	同	大越彰
同	同	大倉雅志

須賀川市議会議長 市村喜雄様

須賀川市議会委員会規則の一部を改正する規則

須賀川市議会委員会規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の須賀川市議会委員会規則第 10 条の規定は適用せず、この条例による改正前の須賀川市議会委員会規則第 10 条の規定は、なおその効力を有する。